

高齢者の交通安全および犯罪被害等の予防ならびに高齢者等の
見守り支援等に係る協力に関する協定書の一部変更に係る協定書

一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会長（以下「甲」という。）、滋賀県後期高齢者医療広域連合事務局長（以下「乙」という。）、滋賀県警察本部生活安全部長（以下「丙」という。）、滋賀県警察本部交通部長（以下「丁」という。）および滋賀県健康医療福祉部長（以下「戊」という。）は、甲、乙、丙、丁および戊が平成30年10月16日に締結した高齢者の交通安全および犯罪被害等の予防ならびに高齢者等の見守り支援等に係る協力に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第1条 原協定書第5条の「本協定の期間は、協定締結日から2年間とする。」を「本協定の期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙、丙、丁または戊のいずれかが書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。」に改める。

第2条 その他条項については、原協定書のとおりとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁および戊がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月15日

甲 滋賀県大津市本丸町6番28号
一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会
会長 岳 東 弘

乙 滋賀県大津市京町四丁目3番28号
滋賀県後期高齢者医療広域連合
事務局長 仁 科 芳 昭

丙 滋賀県大津市打出浜1番10号
滋賀県警察本部
生活安全部長 笹 井 典 之

丁 滋賀県大津市打出浜1番10号
滋賀県警察本部
交通部長 熊 谷 浩 一

戊 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県
健康医療福祉部長 川 崎 辰 己